

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-31)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				担当部局名	環境保健部企画課 保健業務室		作成責任者名 (※記入は任意)	早水 輝好 近藤 恵美子	
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進				
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。		目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。
2 健康被害予防事業等の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大気汚染等の影響によるぜん息等の健康被害者の健康を回復し、地域住民への健康被害を予防する。
3 公害保健福祉事業の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。
4 環境保健対策基礎調査及び公害健康被害補償基礎調査の実施状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中公審答申及び附帯決議で要求された事業を遂行し、公健法で規定されている事務の適正な実施状況を把握する。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度								
(1) 公害健康被害補償給付支給事務 費交付金 (昭和49年度)	1,159 (1,159)	1,105 (1,105)	1,087	1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 <達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。					266
(2) 自立支援型公害健康被害予防事業補助金 (平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200	2	<達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。 <達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復をはかる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。					269
(3) 公害保健福祉事業助成費 (昭和49年度)	58(35)	51(33)	50	3	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。 <達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。					267

(3) 環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査) (平成8年度)	161(138)	160(137)	156	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          中公審答申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められているため、当該調査を維持継続する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;          滞りなく実施する</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          確立された調査方法に基づいて確実に実施する。</p>	265
(4) 公害健康被害補償基礎調査費 (昭和51年度)	11(10)	11(10)	11	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          各自治体における審査状況を点検しつつ、療養給付の実態把握し、とりまとめたものを各自治体へ還元することにより、不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;          滞りなく実施する</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う診療報酬の審査及び支払い状況について、1ヶ月分を抽出して確認し、その状況を集計してまとめる。</p>	268
(5) イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(再掲:25-41) (平成13年度)	37(31)	34(30)	34	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;          今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>	271
(6) イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査(再掲:25-41) (昭和47年度)	64(33)	39(21)	38	—	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt;          汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。</p>	272